### とび技能者能力評価基準

令和2年3月3日策定

建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号) 及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン(平成31年3月29日)に基づき、とび技能者の能力評価基準(以下「本基準」という。)を以下のとおり定める。

# 1. 能力評価基準の策定主体

- 一般社団法人 日本建設軀体工事業団体連合会
- 一般社団法人 日本鳶工業連合会

# |2. 能力評価基準を策定する目的|

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、とび技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを 通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、とび技能者のキャリ パスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③とび技能者を雇用する専門工事企業の評価(「専門工事企業の施工能力等の見える化」)と連動させることにより、高い技能を有するとび技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

### 3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、とび工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「とび工」(O6)小分類「とび工」(O1)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「とび技能者」と称する。

### |4. 能力評価の段階|

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は 以下のとおりとする。

レベル1:初級技能者(見習いの技能者)

とび工事についての基礎知識を有するととともに、工具・用具等の安全な 使用方法を身に付け、上司の指示・指導を受けながら作業の補佐ができる。

レベル2:中堅技能者(一人前の技能者)

とび工事業の現場での経験が3年以上あり、工程や工事の流れに沿って作

業を正確に進めることができる。

レベル3:職長として現場に従事できる技能者

技能者を統率し、とび工事業に関する一連の作業ができる。また、現場の 状況を把握し、必要な資材の発注、技能者への指示ができ、各職方と段取 りの調整ができる職長等であって、とび工事の精度が平均的な技能者より 優れた現場管理を行うことができる。

レベル4: 高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)

登録基幹技能者として全体工程の把握・管理を行い、工法や手順等について元請事業者と協議し、他職種との調整を行うことができる。

### 5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保 有資格、職長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長としての就業日数は、建設キャリアップシステムにおける技能職能のうち大分類「とび工」小分類「とび工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された 215 日の就業日数を 1 年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

#### (1) レベル4の基準

### 【考え方】

- ・就業日数及び職長としての就業日数については、登録鳶・土工基幹技能者講習の 受講要件を踏まえ設定する。
- ・保有資格については、登録鳶・土工基幹技能者講習の受講要件及び国家表彰の受 賞を踏まえ設定する。

#### 【基準】

- ①から③までを満たしていること。
- ① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 2,580 日 (12 年) 以上であること。

#### ②保有資格

- ア)及びイ)までを満たしていること。
- ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。
  - 登録鳶・土工基幹技能者(講習修了証の期限が切れている場合は除く)
  - 優秀施工者国土交通大臣顕彰
  - 安全優良職長厚生労働大臣顕彰

- イ)(2)の②及び(3)の②に定める資格(レベル3及びレベル2の基準となっている資格)を保有していること。
- ③職長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が 1,505 日 (7年)以上であること。

#### (2) レベル3の基準

# 【考え方】

- ・就業日数については、職業能力開発促進法に基づく技能検定 1 級における実務経験のみの場合の受験資格要件を踏まえて設定する。
- ・保有資格及び職長又は班長としての就業日数については、4. 能力評価の段階に 示すレベル3の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。ただし、班長につい ては職長教育を修了した者とする。

#### 【基準】

- ①から③までを満たしていること。
- ①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 1,720 日(8年)以上であること。

#### ②保有資格

- ア)及びイ)を満たしていること。
- ア) 以下に掲げる条件を満たしていること。
  - i. 以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。
    - 1級とび技能士
    - 1級又は2級建築施工管理技士
    - ・1級又は2級土木施工管理技士
  - ii. 上記iに掲げる資格を有していない場合、以下に掲げる資格のうち3つ以上保有していること。
  - ・2級とび技能士
  - ・足場の組立て等作業主任者技能講習
  - 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
  - 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
  - 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
  - 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
  - ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
  - ・小型移動式クレーン運転技能講習
  - 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
  - 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
  - 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習

- · 高所作業車運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- イ)(3)の②に定める資格(レベル2の基準となっている資格)を保有している こと。
- ③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が 430 日(2年)以上であること。ただし、班長については職長教育を修了した者とする。

### (3) レベル2の基準

#### 【考え方】

就業日数及び保有資格については、4.能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

#### 【基準】

- ①及び②を満たしていること。
- ①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 645 日 (3 年) 以上であること。

②保有資格

玉掛け技能講習、職長・安全衛生責任者教育の資格ほか以下に掲げる資格のいず れかを保有していること。

- 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- 高所作業車運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習

### (4) レベル1の基準

### 【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの

判定を受けていない技術者とする。

なお、各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

# 6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長しての就業日数については、当面の間、 建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証 明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、とび技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

# 7. その他

とび技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法 人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行なった者であって登録鳶・土工基幹 技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャ リアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと して取り扱う。

【別表】レベル1~4の基準の一覧

1/1/2/1	就業日数	保有資格	職長としての就
	37071 - 32	FICISION	業日数
レベル4	就業日数が 2.580 日		職長としての就
	(12年) 以上であるこ		業日数が 1,505
	ہے ا	顕彰	日 (7年) 以上で
		  ●安全優良職長厚生労働大	あること。
		臣顕彰	
		<ul><li>・レベル2、レベル3の基準</li></ul>	
		に示す保有資格	
レベル3	就業日数が 1,720 日 (8	● 1 級とび技能士	職長または班長
	年)以上であること。	●1級又は2級建築施工管	としての就業日
		理技士	数が 430 日 (2
		● 1 級又は 2 級土木施工管	年)以上である
		理技士	こと。
		●下記資格(計13資格)の	ただし、班長に
		うち3つ以上	ついては職長教
		✓2級とび技能士	育を修了した者
		✓足場の組立て等作業主任	とする。
		者技能講習	
		✓型枠支保工の組立て等作	
		業主任者技能講習	
		✓地山の掘削及び土止め支	
		保工作業主任者技能講習	
		✓建築物等の鉄骨の組立て	
		等作業主任者技能講習	
		│ <b>✓</b> 木造建築物の組立て等作	
		業主任者技能講習	
		✓コンクリート造の工作物	
		の解体等作業主任者技能   <sub>=====</sub>	
		講習	
		✔ 小型移動式クレーン運転	
		技能講習     <b>✓</b> 車両系建設機械(整地・運	
		₩・積込み用及び掘削用)	
		運転技能講習	
		│ │ <b>✓</b> 車両系建設機械(解体用)	
		■ <b>単</b> 単一示建設 版版 《解体用》 ■ 運転技能講習	
		连和汉化明日	

	T			
		✓車両系建設機械(基礎工		
		事用)運転技能講習		
		✓高所作業車運転技能講習		
		✓ガス溶接技能講習		
		・レベル2の基準に示す保		
		有資格		
レベル2	就業日数が 645 日 (3	<ul><li>玉掛け技能講習</li></ul>		
	年)以上であること。	• 職長 • 安全衛生責任者教育		
		下記のうちから1つ以上		
		✔足場の組立て等作業主任		
		者技能講習		
		✓型枠支保工の組立て等作		
		業主任者技能講習		
		✓地山の掘削及び土止め支		
		保工作業主任者技能講習		
		✓建築物等の鉄骨の組立て		
		等作業主任者技能講習		
		✔木造建築物の組立て等作		
		業主任者技能講習		
		✔コンクリート造の工作物		
		の解体等作業主任者技能		
		講習		
		✔小型移動式クレーン運転		
		技能講習		
		✓車両系建設機械(整地・運		
		搬・積込み用及び掘削用)		
		運転技能講習		
		✓車両系建設機械(解体用)		
		運転技能講習		
		✓車両系建設機械(基礎工		
		事用)運転技能講習		
		✓ 高所作業車運転技能講習		
		✔ガス溶接技能講習	V	
レベル1				
	4 までの判定を受けていない技能者			
※ ●印の保有姿体についてけ、いずれかの保有で可				

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可 ✓印の保有資格については、レベル3については3つ以上、レベル2については1 つ以上保有が必要